**補助（上限）基準金額・対象経費（１０月以降）**

〇１０月以降本事業で申請を行うことができるのは外来対応医療機関確保事業のみです。

　なお、令和５年４月1日以降に契約し、令和６年１月３１日までに納品があったものを補助対象とします。

〇外来対応医療機関確保事業以外については補助対象範囲を見直したうえで、新しい補助制度として実施します。

　個人防護具に対する補助は個人防護具整備事業において実施します。

個人防護具以外に対する補助は設備整備事業（**下半期分**）において実施します。申請受付等事業実施のスケジュールがそれぞれ異なりますのでご注意ください。

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」の実施について

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbougogu.html

ページ番号：244581

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）」の実施について

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\_r5\_10.html

ページ番号：244577

別表（第７条関係）

| １　事業区分 | ２　基準額 | ３　対象経費 | ４  交付率 |
| --- | --- | --- | --- |
| （６）外来対応医療機関確保事業 | 知事が必要と認めた額  （上限額）  ・初度設備費  　１医療機関当たり　　500,000円 | 外来対応医療機関（５月７日以前は診療・検査医療機関）の新設に伴い必要となる初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費[＊1](#＊1) | 10/10 |

＊1　外来対応医療機関確保事業については、診療・検査医療機関の指定日が令和５

　　年４月２日以降の場合、４月１日以降令和６年1月３１日までが補助対象期間となります。